

# 水道局だより

平成25年3月16日発行  
平成25年 第1号  
水道局  
☎237-5811 ☎237-1210

## 水道の使用開始・中止の届け出は 津市水道サービスセンターへ

水道局では経営の効率化を図るため、一部の窓口業務を民間業者に委託した津市水道サービスセンターを開設しています。

引っ越しなどで水道の使用開始・中止が必要な場合は、津市水道サービスセンターへ届け出てください。届け出は、電話、ファクス、電子申請(津市ホームページ)でできます。

### 水道の使用を開始するときは

新たに水道を使用するときは、届け出が必要です。入居時に水道が使用できても、新しく使用する人を届け出てください。前の使用者に代わって引き続き水道を使用する場合も届け出が必要です。

### 水道の使用を中止するときは

使用を中止するときも、使用開始と同様に届け出が必要です。届け出がないと、引き続き水道料金が請求されます。

### 受け付け

月～金曜日 8時30分～17時15分(土・日曜日、祝・休日を除く)

※引っ越しの2～3日前までに届け出てください。土・日曜日、祝・休日は、使用開始・中止の受け付けや作業は行っていません。

### 手続きに必要なもの

- 水栓番号
- 使用者氏名
- 住所(給水装置の場所)
- 料金の精算方法(中止のとき)
- 転居先の住所(中止のとき)

※水栓番号は、ご使用水量のお知らせなどに記載されています。

### 津市水道サービスセンターの主な業務

- 窓口対応
- 水道の使用開始・中止などの受け付け、現地での開閉栓作業
- 水道メーターの検針
- 水道料金に関する問い合わせ
- 窓口での新規加入金などの現金納付受け付け
- 給水工事申請の受け付け
- 水道料金などの収納業務など

### 従業員の身分証明

受託業者が業務を行うときは、水道局が交付する身分証明書を携帯していますので、不審に思った場合は身分証明の提示を求めるか、津市水道サービスセンターへお問い合わせください。

### 個人情報の保護

水道局と受託業者が個人情報の取り扱いの重要性を十分認識し、保護対策に万全を期します。



津市水道サービスセンター

## 水道料金・下水道使用料の お支払いには便利な「口座振替」を

### 申し込み

取扱金融機関または郵便局へ預金通帳、印鑑(金融機関届出印)、納入通知書または「ご使用水量のお知らせ」票を持参の上、お申し込みください。

問い合わせ 津市水道サービスセンター(殿村5、水道局庁舎1階) ☎237-5821 ☎239-0512  
業務運営会社 株式会社ジェネッツ中部支店